

《所得から差し引かれる金額(所得控除)》

控 除 の 種 類		控 除 の 要 件 等	控 除 額																				
雑	損	前年(1～12 月)にあなたやあなたと生計を一にする親族の所有する生活用資産が災害・盗難・横領によって損害を受けた場合	損害の金額－保険金等により補てんされる金額＝(A) ① (A)の金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② (A)の金額のうち災害関連支出の金額－5 万円 ①と②のいずれか多いほうの金額																				
医 療 費	※ 医 療 費 控 除 の 明 細 書 の 添 付 必 要	前年(1～12 月)にあなたやあなたと生計を一にする親族のためにあなたが医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－ (総所得金額の 5%または 10 万円のいずれか少ない方の金額) ※限度額 200 万円																				
		次の①②どちらにも該当する場合 ① 前年(1～12 月)にあなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行った場合 ② 前年(1～12 月)にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、あなたが特定一般医薬品等購入費を支払った場合	支払った特定一般医薬品等購入費の額－保険金等により補てんされる額－12,000 円 ※限度額 88,000 円 ※特定一般医薬品とは、医師によって処方される医薬品からドラッグストア等で購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品(スイッチ OTC 医薬品)のこと																				
社 会 保 険 料		前年(1～12 月)に社会保険料(国民健康保険・国民年金・介護保険など)を支払った場合	支払額全額 ※あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払った分を含む																				
小規模企業共済等掛金		前年(1～12 月)に小規模企業共済掛金や確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払額全額																				
生 命 保 険 料		前年(1～12 月)に生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を支払った場合 ※あなたやあなたと生計を一にする親族などを受取人とする保険のうち、あなたが保険料を支払った場合を含む	生命保険料控除…ア＋イ＋ウ(限度額 70,000 円) ア 一般生命保険料控除 ①のみ…限度額 28,000 円 ②のみ…限度額 35,000 円 ①+②…限度額 28,000 円 イ 介護医療保険料………a ウ 個人年金保険料控除……b ① 平成 24 年1月1日以後締結分 <table><tr><th>年間支払額の合計額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～ 12,000 円</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>12,001 円 ～ 32,000 円</td><td>支払額×1/2+6,000 円</td></tr><tr><td>32,001 円 ～ 56,000 円</td><td>支払額×1/4+14,000 円</td></tr><tr><td>56,001 円 ～</td><td>28,000 円(限度額)</td></tr></table> ② 平成 23 年 12 月 31 日以前締結分 <table><tr><th>年間支払額の合計額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～ 15,000 円</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>15,001 円 ～ 40,000 円</td><td>支払額×1/2+7,500 円</td></tr><tr><td>40,001 円 ～ 70,000 円</td><td>支払額×1/4+17,500 円</td></tr><tr><td>70,001 円 ～</td><td>35,000 円(限度額)</td></tr></table>	年間支払額の合計額	控除額	～ 12,000 円	支払額の全額	12,001 円 ～ 32,000 円	支払額×1/2+6,000 円	32,001 円 ～ 56,000 円	支払額×1/4+14,000 円	56,001 円 ～	28,000 円(限度額)	年間支払額の合計額	控除額	～ 15,000 円	支払額の全額	15,001 円 ～ 40,000 円	支払額×1/2+7,500 円	40,001 円 ～ 70,000 円	支払額×1/4+17,500 円	70,001 円 ～	35,000 円(限度額)
年間支払額の合計額	控除額																						
～ 12,000 円	支払額の全額																						
12,001 円 ～ 32,000 円	支払額×1/2+6,000 円																						
32,001 円 ～ 56,000 円	支払額×1/4+14,000 円																						
56,001 円 ～	28,000 円(限度額)																						
年間支払額の合計額	控除額																						
～ 15,000 円	支払額の全額																						
15,001 円 ～ 40,000 円	支払額×1/2+7,500 円																						
40,001 円 ～ 70,000 円	支払額×1/4+17,500 円																						
70,001 円 ～	35,000 円(限度額)																						
地 震 保 険 料		前年(1～12 月)に地震保険料や長期損害保険料を支払った場合 ※長期損害保険料は、保険期間が 10 年以上・満期返戻金があるもので、平成 18 年 12 月 31 日までの契約締結分に限る ※あなたやあなたと生計を一にする親族などを受取人とする保険のうち、あなたが保険料を支払った場合を含む	① 地震保険のみの場合 <table><tr><th>年間支払額の合計額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～ 50,000 円</td><td>支払額×1/2</td></tr><tr><td>50,001 円 ～</td><td>25,000 円(限度額)</td></tr></table> ② 長期損害保険のみの場合 <table><tr><th>年間支払額の合計額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～ 5,000 円</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>5,001 円 ～ 15,000 円</td><td>支払額×1/2+2,500 円</td></tr><tr><td>15,001 円 ～</td><td>10,000 円(限度額)</td></tr></table> ③ ①と②の両方ある場合 上記①と②で計算した金額の合計額(限度 25,000 円)	年間支払額の合計額	控除額	～ 50,000 円	支払額×1/2	50,001 円 ～	25,000 円(限度額)	年間支払額の合計額	控除額	～ 5,000 円	支払額の全額	5,001 円 ～ 15,000 円	支払額×1/2+2,500 円	15,001 円 ～	10,000 円(限度額)						
年間支払額の合計額	控除額																						
～ 50,000 円	支払額×1/2																						
50,001 円 ～	25,000 円(限度額)																						
年間支払額の合計額	控除額																						
～ 5,000 円	支払額の全額																						
5,001 円 ～ 15,000 円	支払額×1/2+2,500 円																						
15,001 円 ～	10,000 円(限度額)																						

控 除 の 種 類	控 除 の 要 件 等(前年 12 月 31 日の現況で判断)		控 除 額 (一人につき)
寡 婦 控 除	前年中の合計所得金額が 500 万円以下で、次の①、②のいずれかに該当する場合 ① 夫と死別・離婚し婚姻していない(または生死が明らかでない)人で、子以外の扶養親族(前年中の合計所得金額が 58 万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない)を有する場合 ② 夫と死別し婚姻していない(または生死が明らかでない)場合	※住民票に続柄が「夫(未届)」 「妻(未届)」と記載がある方は対象外	26 万円
ひ と り 親 控 除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が 58 万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない子)を有する単身者で、合計所得金額が 500 万円以下の場合		30 万円
勤 労 学 生 控 除	納税義務者自身が学生や生徒のうち、次の①～③の要件をすべて満たす者 ① 自己の勤労に基づく給与所得等がある ② 前年(1～12 月)の合計所得金額が 85 万円以下 ③ 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下		26 万円
障 が い 者 控 除	本人及びその同一生計配偶者または扶養親族が障害者の場合 (1) 特別障害者…精神または身体に重度の障害がある場合 例)身体障害者手帳1級または2級の人 療育手帳Aの人 精神障害者保健福祉手帳1級の人 市町村により特別障害者の認定を受けた人 など (2) 一般の障害者…(1)以外の障害者 (3) 同居特別障害者…同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ本人または配偶者 もしくは生計を一にする親族のいずれかと同居		(1)30 万円 (2)26 万円 (3)53 万円
配 偶 者 控 除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年(1～12 月)の合計所得金額が 58 万円以下の場合(前年中に死亡した配偶者を含む) ※事業専従者・内縁関係を除く (1) 一般配偶者 (2) 老人配偶者…70 歳以上の場合		(1)33 万円 (2)38 万円
配 偶 者 特 別 控 除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年(1～12 月)の合計所得金額が 58 万円を超え 133 万円未満の場合	58 万円超 100 万円以下	33 万円
		100 万円超 105 万円以下	31 万円
		105 万円超 110 万円以下	26 万円
		110 万円超 115 万円以下	21 万円
		115 万円超 120 万円以下	16 万円
		120 万円超 125 万円以下	11 万円
		125 万円超 130 万円以下	6 万円
		130 万円超 133 万円以下	3 万円
	133 万円超	0 円	
扶 養 控 除	生計を一にする親族(配偶者を除く)の前年(1～12 月)の合計所得金額が 58 万円以下の場合(前年中に死亡した扶養親族を含む) ※事業専従者を除く (1) 一般扶養親族… 16 歳～18 または 23 歳～69 歳の場合 (2) 特定扶養親族… 19 歳～22 歳の場合 (3) 老人扶養親族… 70 歳以上の場合 (4) 同居老親等扶養親族…70 歳以上の人で同居の父母等の場合		(1)33 万円 (2)45 万円 (3)38 万円 (4)45 万円
特 定 親 族 特 別 控 除	生計を一にする年齢 19 歳～22 歳の親族等(配偶者及び事業専従者を除く)で控除対象扶養親族に該当せず、合計所得金額が 58 万円を超え 123 万以下の場合	58 万円超 95 万円以下	45 万円
		95 万円超 100 万円以下	41 万円
		100 万円超 105 万円以下	31 万円
		105 万円超 110 万円以下	21 万円
		110 万円超 115 万円以下	11 万円
		115 万円超 120 万円以下	6 万円
		120 万円超 123 万円以下	3 万円
基 礎 控 除	合計所得金額が 2,400 万円を超えると、その金額に応じて控除額が逓減し、2,500 万円を超えると基礎控除の適用はありません。	合計所得 2,400 万円以下	43 万円
		2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
		2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
		2,500 万円超	適用なし